

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立しながら働き続けることができ、全ての職員が活躍できる雇用環境を整備し、それぞれの能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 計画期間内における平均育児休業取得率を、下記の水準以上とする。

- ・男性職員 取得率50%
- ・女性職員 取得率100%

〔対策〕

- ・令和8年4月1日～ 対象となる職員及び所属部署に対し、制度の積極的な周知・利用の案内を行い、職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を行う。

目標2 正職員及び限定正職員の各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を平均20時間以内とする。

〔対策〕

- ・令和8年4月1日～ 事業所、職種毎の時間外労働時間の把握・分析を行い業務内容、業務分担、シフト等の改善評価を行う。
- ・令和8年4月1日～ ICTを含む生産性向上プロジェクトを推進し、業務の効率化を行い、時間外労働時間削減につなげる。
- ・令和8年4月1日～ 管理職及びリーダー職への労働時間管理についての意識強化のための情報共有及び情報発信を行う。

目標3 年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

〔対策〕

- ・令和8年4月1日～ 有給休暇取得状況を管理し、管理職が確認できる環境を整備する。
- ・令和8年4月1日～ 有給休暇の計画的な取得を促進し、少なくとも半期に一度、各事業所に達成率のフィードバックを行うことで、さらなる取得を促す。

目標4 若年者に対するインターンシップ等の受け入れや、介護未経験者等の就業体験受け入れを積極的に行う。

〔対策〕

- ・令和8年4月1日～ 関係機関、学校等との連携を強化し、介護の職場での就業定着を目指す。